

米子市防犯機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市防犯機器購入補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、高齢者世帯（60歳以上の者が属する世帯をいう。）が居住する住宅の防犯対策に必要な経費を補助することにより、当該住宅への防犯機器の導入を促進し、もって市民の防犯意識の醸成及び安心で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「防犯機器」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) カメラ付きドアホン

犯罪の防止を目的として、室内から玄関までの来訪者を確認することができるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたものをいう。

(2) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、固定して設置される映像撮影装置、録画装置その他関連機器で構成されるものであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 設置場所が住宅の敷地内であり、かつ、屋外であること。

イ 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシーの保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に説明を行い、事前に同意を得ていること。

ウ 夜間の撮影が可能な機器であること。

(3) センサーライト

犯罪の防止を目的として、屋外に固定して設置するものであって、人及び動物などの熱、動き等を感知して自動的に一定時間ライトを照射する機能を備えたものをいい、その設置に当たっては、近隣住民及び周囲に配慮しなければならない。

(4) 防犯機能付電話機

事前予告機能（電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能をいう。）、通話録音機能及びナンバーディスプレイ機能を備えたもの（子機を備えている場合には、子機においても同様の機能を備えたもの）をいう。

(補助金の交付)

第4条 市は、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する経費の額のうち別表の第3欄に掲げる経費に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）又は同表の第4欄に定める額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、米子市防犯機器購入補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が本人であることを確認することができる書類の写し（申請時に当該書類を提示し、及びその確認を受ける場合を除く。）

(2) 購入を予定する防犯機器の機能が記載されているカタログ等の写し

(3) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による本補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該交付申請の内容が適当であると認めるときは、本補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

3 市長は、交付決定をしたときは、申請者に対し、米子市防犯機器購入補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 本補助金の交付申請に係る規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の内容に重大な影響を及ぼす変更

(完了の期限)

第8条 本補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定があった日から起算して60日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日までに、当該交付決定に係る補助事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該交付決定に係る補助事業を完了したときは、当該補助事業の完了の日から30日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、米子市防犯機器購入補助金実績報告書（別記様式第4号）に防犯機器の購入及び設置に係る領収書の写しを添えて、これらを市長に提出しなければならない。

(本補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに、当該報告の内容について審査し、適当と認めるときは、交付決定者に交付すべき本補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付決定の額を変更する必要があると認めるときは、当該交付決定の額を変更して本補助金の額を確定するものとする。この場合においては、当該交付決定者に対し、米子市防犯機器購入補助金確定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(本補助金の請求及び支払)

第11条 市長は、前条の規定により本補助金の額を確定したときは、本補助金の交付の決定の額（規則第11条第1項の規定により本補助金の額の変更に係る承認をした場合は、当該変更後の額）の範囲内で、本補助金を交付決定者に支払うものとする。

2 交付決定者は、本補助金の支払の請求をしようとするときは、市長に対し、米子市防犯機器購入補助金支払請求書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

(支払方法)

第12条 本補助金は、交付決定者が指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が第8条に定める期限までに当該交付決定に係る補助事業を完了しないときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(譲渡等の禁止)

第14条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付を受けて防犯機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過する日までの間、市長の承認を受けずに、当該防犯機器を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査への協力)

第15条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付を受けて購入した防犯機器の使用の状況等について市長が調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

(規定外事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月2日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助上限額
60歳以上の者が居住する住宅への防犯機器の設置	市内に居住する60歳以上の者又はその者と同一世帯の世帯員	防犯機器の購入及び設置（専門の事業者が行うものに限る。）に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）	1世帯当たり1万5,000円

備考

- 1 鳥取県の犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金又は米子市防犯機能付電話機等購入補助金の交付を受けた住宅及び世帯は、本補助金の交付の対象としない。
- 2 本補助金は、一の住宅及び世帯に対して1回に限り交付する。ただし、同一の建物であって、異なる世帯がそれぞれ独立した玄関及び居住空間を有する住宅（二世帯住宅等）である場合は、それぞれの世帯について申請することができる。
- 3 補助対象経費は、防犯機器本体の購入及び設置に要する経費に限るものとし、附属品、振込手数料及び商品配送料は、補助対象経費としない。
- 4 補助事業の対象となる購入及び設置に係る代金の支払方法のうち、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントにより支払をしたものは、補助対象経費から除くものとする。
- 5 紛失、破損、盗難等による防犯機器の再購入は、本補助金の交付の対象としない。